

地 区	内 容
観光地区	<p>1 次に掲げる事業を営む工場</p> <p>(1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類の製造又は同条第2項に規定するがん具煙火の製造</p> <p>(2) 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物の製造</p> <p>(3) マッチの製造</p> <p>(4) ニトロセルロース製品の製造</p> <p>(5) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造</p> <p>(6) 合成染料若しくはその中間物、顔料、絵具又は塗料の製造(漆の製造を除く。)</p> <p>(7) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造</p> <p>(8) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造</p> <p>(9) 木材を原料とする活性炭の製造(水蒸気法によるものを除く。)</p> <p>(10) 石炭ガス類又はコークスの製造</p> <p>(11) 可燃性ガスの製造(令第130条の9の8に規定するものを除く。)</p> <p>(12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)</p> <p>(13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、<sup>ふっ</sup>弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、<sup>りん</sup>リン酸、<sup>か</sup>苛性カリ、<sup>か</sup>苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸<sup>そう</sup>蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、<sup>ひ</sup>砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、<sup>さく</sup>酢酸、石炭酸、安息香</p>

	<p>酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造</p> <p>(14) たんぱく質の加水分解による製品の製造</p> <p>(15) 油脂の採取、硬化又は加熱加工(化粧品の製造を除く。)</p> <p>(16) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造</p> <p>(17) 肥料の製造</p> <p>(18) 製紙又はパルプの製造</p> <p>(19) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製</p> <p>(20) アスファルトの精製</p> <p>(21) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜<sup>りゅう</sup>産物又はその残りかすを原料とする製造</p> <p>(22) セメント、石膏<sup>こう</sup>、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造</p> <p>(23) 金属の溶融若しくは精錬又は活字若しくは金属工芸品の鑄造(印刷所における活字の鑄造を除く。)</p> <p>(24) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉碎</p> <p>(25) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業(グラインダーを用いるものを除く。)、びょう打作業又は孔理作業を伴うもの</p> <p>(26) 鉄釘<sup>くぎ</sup>類又は鋼球の製造</p> <p>(27) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延</p> <p>(28) 鍛造機を使用する金属の鍛造</p> <p>(29) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造</p> <p>(30) 石綿を含有する製品の製造又は粉碎</p> <p>(31) アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量30リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。)</p> <p>(32) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の</p>
--	--

加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。)

- (33) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工
- (34) 出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付
- (35) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
- (36) 骨炭その他動物質炭の製造
- (37) せっけんの製造
- (38) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造
- (39) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
- (40) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
- (41) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
- (42) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの
- (43) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの
- (44) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの
- (45) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (46) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、<sup>と</sup>るつぼ又はほうろう鉄器の製造
- (47) ガラスの製造又は砂吹
- (48) 金属の溶射又は砂吹
- (49) 鉄板の波付加工
- (50) ドラムかんの洗浄又は再生

- 2 前項第1号から第3号まで、第11号又は12号の物品で令第130条の9第1項の表準住居地域の欄に掲げる量を超えるものの貯蔵又は処理に供する建築物
- 3 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他特殊の方法による事業であつて令第130条の8の3に規定するものを除く。)を営む工場
- (1) 容量10リットル以上30リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作
  - (2) 印刷用インキの製造
  - (3) 出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する塗料の吹付
  - (4) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造
  - (5) 原動機を使用する2台以下の研磨機による金属の乾燥研磨(工具研磨を除く。)
  - (6) コルク、エポナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの
  - (7) 厚さ0.5ミリメートル以上の金属板のつち打加工(金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)又は原動機を使用する金属のプレス(液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。)若しくはせん断
  - (8) 印刷用平版の研磨
  - (9) 糖衣機を使用する製品の製造
  - (10) 原動機を使用するセメント製品の製造
  - (11) ワイヤーフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの
  - (12) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、<sup>ねん</sup>撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの

	<p>(13) 製針又は石材の引割で出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(14) 出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する製粉</p> <p>(15) 合成樹脂の射出成型加工</p> <p>(16) 出力の合計が10キロワットを超える原動機を使用する金属の切削</p> <p>(17) めっき</p> <p>(18) 原動機の出力の合計が1.5キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業</p> <p>(19) 原動機を使用する印刷(日刊新聞の印刷所を除く。)</p> <p>(20) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)を使用する金属の加工</p> <p>(21) タンブラーを使用する金属の加工</p> <p>(22) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く。)を使用する作業</p> <p>4 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの(作業場の床面積の合計が300平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。)</p> <p>5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に規定する営業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>6 3階以上の部分を次に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(4) 学校、図書館その他これらに類するもの</p>
--	--

- (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
  - (6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
  - (7) 公衆浴場(前項に規定する営業に係るものを除く。)
  - (8) 診療所又は病院
  - (9) 公益上必要な建築物で、令第130条の4又は令第130条の5の4に掲げる建築物の用途に供するもの
  - (10) 前各号に掲げる建築物に附属するもの(自動車車庫の用途に供するものを除く。)
- 7 倉庫業を営む倉庫
- 8 前各項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの(令第130条の7の2に掲げる建築物の用途に供するものを除く。)

地 区	内 容
藪塚本町地区	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="416 203 1477 427">1 別表第1(第3項を除く。)に掲げる建築物。この場合において、同表第2項中「準住居地域の欄」とあるのは「商業地域の欄」と、同表第4項(自動車修理工場に関する規定を除く。)中「150平方メートル」を1,500平方メートルとする。</li><li data-bbox="416 443 1086 488">2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li><li data-bbox="416 504 1453 607">3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの</li><li data-bbox="416 622 1018 667">4 カラオケボックスその他これに類するもの</li><li data-bbox="416 683 1473 786">5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの</li><li data-bbox="416 801 687 846">6 ホテル又は旅館</li></ol>